

(証券コード 9267)
2019年8月22日

株 主 各 位

福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番
Genky DrugStores株式会社
代表取締役社長 藤 永 賢 一

第2期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第2期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2019年9月5日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年9月6日(金曜日) 午前10時(午前9時30分受付開始)
2. 場 所 福井県福井市中央1丁目4番8号
ユアーズホテルフクイ 4階 芙蓉の間
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第2期(2018年6月21日から2019年6月20日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第2期(2018年6月21日から2019年6月20日まで)
計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |
| 第7号議案 | ストック・オプションとしての新株予約権発行の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社のウェブサイト（ホームページアドレス <http://www.genkydrugstores.co.jp>）において周知させていただきます。

事業報告

(2018年6月21日から
2019年6月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2018年6月21日から2019年6月20日まで）におけるわが国経済は、企業収益の改善が進み、雇用・所得環境は緩やかな回復基調にあるものの、消費者の節約志向は根強く、また貿易摩擦懸念、原油高など海外経済の不確実性もあり、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループを取り巻く経営環境につきましても、同業他社による積極的な出店や他業種からの参入に加え、M&A等の業界再編、物流コストや人件費の増加など、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは、「近所で生活費が節約できるお店」をコンセプトに、地域シェアを高めるためドミナントエリア構築に邁進いたしました。また、青果や精肉などの生鮮食品を導入し、お客様のショートタイムショッピングに貢献することに尽力いたしました。

新規出退店につきましては、300坪タイプを岐阜県に17店舗、福井県に7店舗、愛知県に9店舗、石川県に3店舗出店し、大型店を1店舗、300坪タイプを1店舗閉店いたしました。これにより、当連結会計年度末における店舗数は、大型店78店舗、300坪タイプ172店舗、小型店2店舗の合計252店舗となりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は1,038億97百万円と前連結会計年度に比べ90億28百万円（9.5%）増加いたしました。利益に関しましては、経常利益は43億5百万円と前連結会計年度に比べ72百万円（△1.7%）の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は26億97百万円と前連結会計年度に比べ4億20百万円（△13.5%）の減益となりました。

配当につきましては、1株につき12円50銭の実施をご提案させていただきます。

業態別売上状況は次のとおりであります。

区 分	第 1 期 前連結会計年度 (2018年6月期)		第 2 期 当連結会計年度 (2019年6月期)		前連結会計年度比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
大 型 店	51,710,438	54.5	50,118,240	48.2	△1,592,197	△3.1
300 坪 タ イ プ	41,324,869	43.6	53,226,490	51.2	11,901,620	28.8
小 型 店	554,361	0.6	406,094	0.4	△148,267	△26.7
そ の 他	1,279,565	1.3	146,484	0.2	△1,133,080	△88.6
計	94,869,235	100.0	103,897,310	100.0	9,028,074	9.5

商品別売上状況は次のとおりであります。

区 分	第 1 期 前連結会計年度 (2018年6月期)		第 2 期 当連結会計年度 (2019年6月期)		前連結会計年度比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
食 品	55,681,924	58.7	63,635,129	61.2	7,953,205	14.3
雑 貨	14,265,593	15.0	14,460,562	13.9	194,968	1.4
化 粧 品	12,722,712	13.4	13,408,208	12.9	685,495	5.4
医 薬 品	10,379,139	10.9	10,588,967	10.2	209,828	2.0
そ の 他	1,819,864	2.0	1,804,441	1.8	△15,423	△0.8
計	94,869,235	100.0	103,897,310	100.0	9,028,074	9.5

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は104億10百万円で、その主なものは新規出店に係る支出であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループが属するドラッグストア業界では、高齢化社会の進展や美容、健康の維持促進に関するニーズの高まりなど、更なる市場の拡大が期待される一方、業種・業態を越えた出店競争や価格競争の激化、M&Aによる業界再編の加速など、経営環境は厳しさを増しております。このような環境の中、当社グループといたしましては、勝ち残りをかけた競争に対応するため、次のような課題が対処すべき重要項目であると認識しており、より積極的に取り組んでまいります。

- ①完全標準化された300坪タイプのディスカウントドラッグの出店によるドミナントエリア構築
- ②医薬品販売資格者をはじめとする計画的かつ継続的な人材の確保並びに育成
- ③定番商品を中心とした店舗オペレーションの技術及び管理レベルの更なる向上
- ④低価格販売を実現するための健全な収益管理とローコスト経営の深耕
- ⑤コンプライアンスの徹底と内部統制の強化
- ⑥財務体質の強化

第3期（2020年6月期）は、店舗レイアウトや作業が標準化されたNew300坪タイプの店舗をレギュラー店と位置づけて50店舗の新規出店を計画しております。また、既存店におきましては、スクラップ&ビルドの推進及び店舗改装を行い、活性化を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 1 期 (2018年 6 月期)	第 2 期 当連結会計年度 (2019年 6 月期)
売 上 高 (千円)	94,869,235	103,897,310
経 常 利 益 (千円)	4,377,601	4,305,165
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	3,118,297	2,697,564
1株当たり当期純利益 (円)	206.55	174.70
総 資 産 (千円)	60,043,287	67,855,228
純 資 産 (千円)	23,805,049	25,309,818
1株当たり純資産額 (円)	1,538.05	1,667.60
期末店舗数	小型店	2
	300坪タイプ	137
	大型店	79
計	218	252

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ゲ ン キ ー 株 式 会 社	800,000千円	100.0%	ドラッグストア事業

(注)前連結会計年度において、子会社であった玄気商貿(上海)有限公司は、2018年11月24日に清算結了したため、当該連結会計年度末に該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2019年6月20日現在)

当社は、グループ会社の経営管理及びそれに附帯または関連する業務を行っております。

なお、ディスカウントドラッグを通じて、医薬品、化粧品、食品、雑貨、衣料品などの販売を行っております。

(8) 主要な営業所等 (2019年6月20日現在)

本 社	福井県坂井市丸岡町	
店 舗	小型店	2店 (福井県)
	300坪タイプ	172店 (福井県37店、岐阜県77店、愛知県44店、石川県14店)
	大型店	78店 (福井県24店、岐阜県37店、愛知県12店、石川県5店)
そ の 他	物流センター	福井県坂井市丸岡町、福井県福井市石盛町

(9) 使用人の状況 (2019年6月20日現在)

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,016名	+206名	28.3歳	3.6年

(注) 上記使用人のほか、パートタイマーは1,774名 (1日8時間換算、年間平均雇用人数) でありませ

ず。

(10) 主要な借入先 (2019年6月20日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	5,959,068千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,962,500
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,831,564
農 林 中 央 金 庫	1,743,750
株 式 会 社 福 井 銀 行	1,483,333

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2018年11月7日に当社の子会社であるゲンキー株式会社は、公正取引委員会から、独占禁止法に基づく立入検査を受けたことを踏まえ、社内で「特別調査委員会」を立ち上げ、公正な取引に関する指針の作成に尽力しております。

当社グループは、今回の公正取引委員会による立入検査の被疑事実に関して、この疑いを真摯に受け止め、全面的に調査に協力しております。

本件によって、株主の皆様、お取引先各社様はじめ関係各位の皆様へ多大なご心配をおかけしたことに對しまして、心よりお詫び申し上げます。

2. 会社の株式に関する事項（2019年6月20日現在）

(1) 発行可能株式総数	24,000,000株
(2) 発行済株式総数	15,477,484株
(3) 株 主 数	14,815名
(4) 大株主（上位10名）	

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
フジナインターナショナルキャピタルズ 有 限 会 社	5,236,400株	34.5%
株 式 会 社 エ ル ・ ロ ー ズ	800,000	5.3
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	729,600	4.8
ゲ ン キ ー 従 業 員 持 株 会	539,500	3.6
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	396,300	2.6
志 野 文 哉	368,000	2.4
藤 永 賢 一	357,812	2.4
ゲ ン キ ー 取 引 先 持 株 会	324,800	2.1
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	311,500	2.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	202,500	1.3

（注）持株比率は自己株式（300,109株）を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2019年6月20日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	藤 永 賢 一	ゲンキー株式会社 代表取締役社長
取締役副社長	吉 岡 伸 洋	ゲンキー株式会社 取締役副社長 IE本部長兼CPUSE部長
取 締 役	内 田 一 幸	ゲンキー株式会社 取締役 商品本部長兼マーケティング室長
取 締 役	山 形 浩 幸	ゲンキー株式会社 取締役 店舗開発本部長
取 締 役	道 端 良 作	
常 勤 監 査 役	長 田 康 孝	
監 査 役	松 岡 茂	松 岡 会 計 事 務 所 所 長
監 査 役	今 井 順 也	今 井 労 務 経 営 事 務 所 所 長

(注1) 取締役道端良作氏は社外取締役であります。

(注2) 監査役松岡茂氏及び監査役今井順也氏は社外監査役であります。

(注3) 取締役道端良作氏、監査役松岡茂氏及び監査役今井順也氏は、株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (社 外 取 締 役)	5名 (1)	66,984千円 (3,600)
監 査 役 (社 外 監 査 役)	3 (2)	6,120 (1,800)
合 計	8	73,104

(注1) 取締役の報酬限度額は、2018年9月7日開催の定時株主総会の決議による取締役報酬限度額年額240,000千円であります。

(注2) 監査役の報酬限度額は、2018年9月7日開催の定時株主総会の決議による監査役報酬限度額年額24,000千円であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

定款で定められた報酬枠の範囲において、その決定方法については、役員各人の役位、業績及び貢献度など総合的に勘案し取締役報酬等は取締役会で、監査役報酬等は各監査役の協議で決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ②他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ③当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 道端良作	当事業年度中に開催の取締役会には20回の全てに出席しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 松岡 茂	当事業年度中に開催の取締役会には20回の全てに出席し、税理士としての専門的見地から適宜質問し発言を行っております。また、監査役会には12回の全てに出席しており、監査結果に関する意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役 今井順也	当事業年度中に開催の取締役会には20回の全てに出席し、社会保険労務士としての専門的見地から適宜質問し発言を行っております。また、監査役会には12回の全てに出席しており、監査結果に関する意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意した理由

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③当社監査役会は、会計監査人からの監査品質に関する報告内容並びに監査時間及び監査単価等の数期間の実績を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりでございます。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社グループは、取締役及び使用人が法令、定款及び社内規程のみならず社会的模範を遵守し職務を遂行するために企業倫理行動指針を制定し、コンプライアンス強化のための指針とする。
 - ② 当社は、法令、定款及び社内規程の遵守に関する活動を統括する組織として、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループの法令遵守の推進にあたるものとする。
 - ③ 当社グループは、当社グループの取締役及び使用人により法令、定款及び社内規程の違反行為が行われた場合又は行われる恐れが生じた場合には、社内設置した通報窓口に通報することとし、当社はコンプライアンス規程に則り通報者の保護に努めるものとする。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役会、その他重要な意思決定に関わる情報は、文書取扱規程に則り記録・保存され、取締役及び監査役が閲覧可能な体制を維持する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスクの管理を統括する組織として、当社グループのリスク管理の推進を図る内部監査室を設置しており、当社グループのリスク管理状況について監査を実施し、その結果を取締役に定期的にあるいは必要に応じて報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
重要な業務執行の決定を行うための諮問機関として、代表取締役社長を議長とするグループ経営会議を原則月1回開催し、その審議により取締役会への答申を行うものとする。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
当社グループの経営管理については、関係会社管理規程を制定し、それに準拠して行う。
内部監査室は、当社グループの経営状況等を監査し、問題があると認めた場合には、当社グループの取締役会、監査役及び当社の監査役会に報告するものとする。
- (6) 監査役を補助すべき使用人を置くことに関する事項
監査役を補助するため、監査役より要求がある場合は、使用人から監査役補助者を任命する。

- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。また、監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとする。

- (8) 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行に必要な費用又は債務については、監査役の請求に従い支払その他の処理を行う。

- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役に関する体制及び報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①取締役及び使用人は、下記の各事項を監査役に報告する。

- a. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- b. 内部監査室が実施した内部監査の実施状況
- c. 企業倫理に関する苦情相談窓口に対する通報の状況

②当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告するものとする。当社グループの内部通報制度に基づき、当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するものとする。

- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、法令に定める権限を行使し、会計監査人及び社内の組織と情報の交換を行うなど連携を取り、当社の監査を行う。

- (11) 反社会的な勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、公共の信頼を維持し、健全な業務の遂行を確保するために、反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨むことを企業倫理行動指針に定め、不当な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努める。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりでございます。

(1) コンプライアンスに対する取組み

当社グループは社内規程、行動規範の整備を行い、社内研修を通じた啓蒙活動により、使用人へ周知徹底し、コンプライアンスの浸透を図っております。

(2) リスク管理に対する取組み

当社グループは毎月開催される経営幹部によるグループ経営会議などにおいて、経営課題を報告するとともに各種リスクが顕在化した場合には、解決に向けた協議を行い、情報共有、その対応を図っております。

(3) 取締役の職務執行の適正性及び職務執行が効率的に行われることに対する取組み

取締役会は当期20回開催され、取締役及び監査役は重要な審議事項に対して活発な意見交換を行っております。

(注) この事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年6月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	21,746,414	流 動 負 債	24,692,232
現金及び預金	2,443,674	買掛金	13,786,015
売掛金	1,124,996	短期借入金	780,000
商 品	16,693,963	1年内返済予定の長期借入金	5,128,025
貯 蔵 品	61,025	リ ー ス 債 務	66,551
未 収 入 金	1,125,355	未 払 金	3,028,672
そ の 他	297,399	未 払 法 人 税 等	931,296
固 定 資 産	46,108,814	預 り 金	56,585
有 形 固 定 資 産	40,144,302	賞 与 引 当 金	65,899
建 物 及 び 構 築 物	29,394,650	ポ イ ン ト 引 当 金	304,435
工 具 器 具 備 品	3,538,739	独 占 禁 止 法 関 連 損 失 引 当 金	57,822
土 地	2,320,219	そ の 他	486,930
リ ー ス 資 産	390,026	固 定 負 債	17,853,178
建 設 仮 勘 定	4,498,352	長 期 借 入 金	15,697,364
そ の 他	2,313	リ ー ス 債 務	338,748
無 形 固 定 資 産	291,174	資 産 除 去 債 務	1,473,094
借 地 権	134,555	そ の 他	343,970
電 話 加 入 権	3,018	負 債 合 計	42,545,410
ソ フ ト ウ ェ ア	140,381	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	13,219	株 主 資 本	25,278,668
投 資 そ の 他 の 資 産	5,673,337	資 本 金	1,000,000
投 資 有 価 証 券	67,441	資 本 剰 余 金	6,795,251
長 期 貸 付 金	810,240	利 益 剰 余 金	18,272,099
繰 延 税 金 資 産	1,291,459	自 己 株 式	△788,681
差 入 保 証 金	2,795,193	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	31,149
そ の 他	709,002	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	31,149
資 産 合 計	67,855,228	純 資 産 合 計	25,309,818
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	67,855,228

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年6月21日から
2019年6月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	103,897,310
売上原価	79,478,201
売上総利益	24,419,109
販売費及び一般管理費	20,372,285
営業利益	4,046,823
営業外収益	
受取利息	13,761
受取賃貸料	270,342
受取手数料	202,074
固定資産受贈益	64,957
その他	90,028
営業外費用	
支払利息	49,399
賃貸費用	185,584
独占禁止法関連損失引当金繰入額	57,822
その他	90,017
経常利益	4,305,165
特別損失	
減損損失	418,931
税金等調整前当期純利益	3,886,234
法人税、住民税及び事業税	1,462,868
法人税等調整額	△274,198
当期純利益	2,697,564
親会社株主に帰属する当期純利益	2,697,564

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年6月21日から
2019年6月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年6月21日残高	1,000,000	6,795,251	15,961,468	△437	23,756,282
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△386,934		△386,934
親会社株主に帰属する当期純利益			2,697,564		2,697,564
自己株式の取得				△788,243	△788,243
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	2,310,630	△788,243	1,522,386
2019年6月20日残高	1,000,000	6,795,251	18,272,099	△788,681	25,278,668

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計	
2018年6月21日残高	45,221	3,546	48,767	23,805,049
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△386,934
親会社株主に帰属する当期純利益				2,697,564
自己株式の取得				△788,243
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△14,071	△3,546	△17,617	△17,617
連結会計年度中の変動額合計	△14,071	△3,546	△17,617	1,504,769
2019年6月20日残高	31,149	—	31,149	25,309,818

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 ゲンキー株式会社
玄気商貿(上海)有限公司 ※

※玄気商貿(上海)有限公司については、2018年11月24日に清算終了しております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(ロ)たな卸資産

- ・商品

主として売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

- ・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。また、事業用定期借地権契約による借地上の建物については、耐用年数を定期借地権の契約期間とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 2~38年

(ロ)無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。また、事業用定期借地権については契約期間を基準とした定額法によっております。

(ハ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(ハ)ポイント引当金

販売促進を目的とするポイントカード制度に基づき、顧客に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(ニ)独占禁止法関連損失引当金

独占禁止法に関連した支払に備えるため、案件ごとの事実と状況に照らして関連損失の発生可能性を勘案し、損失見込額を計上しております。

④重要なヘッジの方法

・ヘッジ会計の方法

通貨スワップ取引については、振当処理の要件を満たしているため振当処理を行っております。

・ヘッジ手段…通貨スワップ取引

・ヘッジ対象…外貨建借入金

・ヘッジ方針

為替変動に起因するリスクを管理することを目的としております。

・ヘッジの有効性評価の方法

通貨スワップは振当処理の適用要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

⑤その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(4) 表示方法の変更

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)等の適用)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 20,274,959千円

(2)担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

土地 702,127千円

②担保に係る債務

長期借入金 2,600,000千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式総数 普通株式 15,477,484株

(2)剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当金額	基準日	効力発生日
2018年9月7日 定時株主総会	普通株式	193,467千円	12.50円	2018年6月20日	2018年9月10日
2019年1月22日 取締役会	普通株式	193,467千円	12.50円	2018年12月20日	2019年2月28日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2019年9月6日開催の定時株主総会に、次のとおり提案する予定であります。

決議予定	株式の 種類	配当金の 総額	配当の 原資	1株当たり 配当金額	基準日	効力発生日
2019年9月6日 定時株主総会	普通株式	189,717千円	利益剰余金	12.50円	2019年6月20日	2019年9月9日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余剰資金は安全かつ流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは主に為替の変動に晒されている資産、負債に係るリスクを軽減することを目的として利用しており、投機目的の取引はありません。

②金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主として株式、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に不動産賃借に係る保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日となっております。

長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達であり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。このうち、外貨建長期借入金は、為替の固定化を図るために、デリバティブ取引（通貨スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

③金融商品に係るリスク管理体制

(イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

差入保証金については、定期的に差入先の財務状態等を把握しております。

(ロ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状態等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年6月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含めておりません（注2）参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,443,674	2,443,674	—
(2) 未収入金	1,125,355	1,125,355	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	66,941	66,941	—
(4) 差入保証金	2,795,193	2,715,847	△79,346
資産計	6,431,165	6,351,818	△79,346
(1) 買掛金	13,786,015	13,786,015	—
(2) 未払金	3,028,672	3,028,672	—
(3) 長期借入金（*）	20,825,390	20,823,984	△1,405
負債計	37,640,077	37,638,672	△1,405

（*）長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券について、株式は取引所の価格によっており、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金は、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金 (2) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金は元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	500

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,667円60銭
(2) 1株当たり当期純利益	174円70銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損を計上しております。

場所	用途	種類	金額 (千円)
福井県福井市	店舗	建物及び構築物ほか	16,902
岐阜県山県市	店舗	建物及び構築物ほか	62,558
岐阜県本巣市	店舗	建物及び構築物ほか	154,239
岐阜県岐阜市	店舗	建物及び構築物ほか	74,206
愛知県蒲郡市	店舗	建物及び構築物ほか	111,025

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。店舗のうち収益性が低下した資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は、使用価値より算定しており、将来キャッシュフローを4.5%で割り引いた現在価値により算定しております。

※減損損失の内訳

建物及び構築物	392,889千円
工具器具備品	26,042千円
計	418,931千円

貸借対照表

(2019年6月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,143,457	流 動 負 債	1,183,488
現金及び預金	57,030	短期借入金	780,000
売掛金	44,064	未払金	360,279
未収入金	8,640	未払法人税等	42,879
一年内回収予定の長期貸付金	4,000,000	その他	330
その他	33,722	負 債 合 計	1,183,488
固 定 資 産	18,958,303	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	18,958,303	株 主 資 本	21,918,271
関係会社株式	2,401,752	資 本 金	1,000,000
長期貸付金	16,550,000	資 本 剰 余 金	21,160,021
繰延税金資産	6,551	その他資本剰余金	21,160,021
		利 益 剰 余 金	546,931
		その他利益剰余金	546,931
		繰越利益剰余金	546,931
		自 己 株 式	△788,681
		純 資 産 合 計	21,918,271
資 産 合 計	23,101,760	負 債・純 資 産 合 計	23,101,760

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年6月21日から
2019年6月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	244,800
売 上 総 利 益	244,800
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	236,104
営 業 利 益	8,695
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	19,874
受 取 手 数 料	0
還 付 加 算 金	3,424
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	295
経 常 利 益	31,698
税 引 前 当 期 純 利 益	31,698
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	24,559
法 人 税 等 調 整 額	314
当 期 純 利 益	6,823

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年6月21日から
2019年6月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
2018年6月21日残高	1,000,000	21,160,021	21,160,021	927,042	927,042	△437	23,086,625
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△386,934	△386,934		△386,934
当期純利益				6,823	6,823		6,823
自己株式の取得						△788,243	△788,243
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△380,110	△380,110	△788,243	△1,168,354
2019年6月20日残高	1,000,000	21,160,021	21,160,021	546,931	546,931	△788,681	21,918,271

	純資産合計
2018年6月21日残高	23,086,625
事業年度中の変動額	
剰余金の配当	△386,934
当期純利益	6,823
自己株式の取得	△788,243
事業年度中の変動額合計	△1,168,354
2019年6月20日残高	21,918,271

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 …………… 移動平均法による原価法によっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

（『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用）

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	4,052,704千円
長期金銭債権	16,550,000千円
短期金銭債務	346,999千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	売	上	高	244,800千円
	販売費及び一般管理費			15,000千円
	営業取引以外の取引による取引高			19,874千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	107	300,002	—	300,109

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取り	2株
2019年4月19日の取締役会決議による自己株式の取得	300,000株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	6,551千円
繰延税金資産計	6,551千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の主要な差異要因の内訳

法定実効税率	30.5%
交際費損金不算入	46.3
住民税均等割り	4.0
その他	△2.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	78.5

7. 関連当事者との取引に関する注記
子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合 (%)	親連関等との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ゲンキー㈱	福井県坂井市	800,000	ドラッグストア事業	100.0	役員兼任	経営指導料(注3)	244,800	売掛金	44,064
							業務委託料の払込(注3)	1,994	未払金	349,999
							家賃の支払(注3)	14,256	—	—
							資金の貸付(注3)	20,550,000	一年内回収 予定長期貸付金	4,000,000
							利息の受取(注3)	19,874	長期貸付金	16,550,000
							債務の被保証(注4)	780,000	—	—

(注1) 上記取引金額には、消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注3) 契約に基づき、業務内容等を勘案して取引条件を決定しております。

(注4) 銀行借入(780百万円 期限5年)について債務保証をうけております。契約に基づき、業務内容等を勘案して取引条件を決定しております。保証料の支払は行っておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,444円14銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 44銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年7月31日

Genky DrugStores株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 村 藤 貴 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 陸 田 雅 彦 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Genky DrugStores株式会社の2018年6月21日から2019年6月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Genky Drug Stores株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年7月31日

Genky DrugStores株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 高 村 藤 貴 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 陸 田 雅 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Genky DrugStores株式会社の2018年6月21日から2019年6月20日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年6月21日から2019年6月20日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年8月7日

G e n k y D r u g S t o r e s
株 式 会 社 監 査 役 会
常勤監査役 長 田 康 孝 ⑩
監 査 役 松 岡 茂 ⑩
監 査 役 今 井 順 也 ⑩

(注) 監査役松岡茂及び今井順也は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金12円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は189,717,187円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年9月9日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由
 - (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
 - (2) 上記の変更に伴う条数の整備等や、その他の条文及び字句の修正等所要の変更を行うものであります。
2. 変更の内容
変更の内容は次のとおりであります。
なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、15名以内とする。 (新設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行 使することができる株主の議決権の3 分の1以上を有する株主が出席し、そ の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票に よらないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">変更案</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は株主総会および取締役のほか、 次の機関を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査等委員会</u> (削除) <u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取 締役を除く。</u>) は、15名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役 は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役と それ以外の取締役とを区別して</u>、株主 総会において選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第21条～第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第21条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第24条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第24条 (条文省略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 監査役全員の同意があるときは、招集の経手を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第34条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第35条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第37条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>変更案</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	(常勤の監査等委員) 第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(新設)	(監査等委員会の決議方法) 第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
(新設)	(監査等委員会の議事録) 第34条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第39条～第40条 (条文省略)	第35条～第36条 (現行どおり)
第7章 計算	第7章 計算
第41条 (条文省略)	第37条 (現行どおり)
(剰余金の配当の基準日) 第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月20日とする。 (新設)	(剰余金の配当の基準日) 第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月20日とする。 <u>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
第43条～第44条 (条文省略)	第39条～第40条 (現行どおり)
(新設)	附 則
(新設)	(監査役の責任免除に関する経過措置) 当社は、第2期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（5名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	藤 永 賢 一 (1962年10月20日生)	1988年4月 個人にて「ゲンキーつくしの店」開業 1990年9月 ゲンキー株式会社設立 代表取締役社長就任（現任） 1999年4月 フジナガイインターナショナルキャピタルズ有限公司設立 同社代表取締役社長就任（現任） 2006年12月 ゲンキーネット株式会社設立 同社代表取締役就任 2008年9月 同社取締役就任 2017年12月 当社代表取締役社長就任（現任）	357,812株
2	吉 岡 伸 洋 (1968年11月20日生)	1992年11月 アメリカンライフインシュアランスカンパニー入社 1995年5月 ゲンキー株式会社入社 1995年8月 同社光陽店長 1998年3月 同社エリアマネージャー 1999年6月 同社商品部長 2000年7月 同社広報室長 2000年9月 同社取締役就任 2000年12月 同社ドラッグストア店舗運営部長 2001年8月 同社社長室長 2003年1月 同社店舗運営部長 2004年10月 同社総務部長 2006年8月 同社店舗運営部長 2009年4月 同社取締役副社長就任（現任） 2013年1月 同社IE本部長 2017年8月 同社営業本部長 2017年12月 当社取締役副社長 I T 部門担当就任 2018年8月 当社取締役副社長 I T 部門担当兼店舗運営部門担当 2018年8月 ゲンキー株式会社営業本部長兼店舗運営部長 2019年1月 当社取締役副社長 I E 部門担当 2019年1月 ゲンキー株式会社 I E 本部長兼 C P U S E 部長 2019年7月 当社取締役副社長商品部門担当（現任） 2019年7月 ゲンキー株式会社商品本部長（現任）	49,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	内田 一幸 (1970年11月7日生)	1989年4月 リコーエンジニアリング株式会社入社 1992年8月 ゲンキー株式会社入社 1992年12月 同社三国店長 2000年7月 同社商品部長 2000年9月 同社取締役就任(現任) 2001年8月 同社商品流通部長 2003年2月 同社福井北店舗運営部長 2003年9月 同社商品部長 2006年8月 同社北陸店舗運営部長 2007年1月 同社社長室長 2008年6月 同社第二商品本部長 2008年9月 同社商品本部長 2012年7月 玄気商貿(上海)有限公司董事長 2014年9月 ゲンキー株式会社社管理本部長兼総務部長 2015年1月 同社管理本部長 2015年12月 同社マーチャンダイジング部長兼玄気商貿(上海)有限公司董事長 2017年3月 同社マーチャンダイジング本部長兼玄気商貿(上海)有限公司董事長 2017年12月 当社取締役商品部門担当 2018年10月 当社取締役マーケティング部門担当 2018年10月 ゲンキー株式会社マーケティング室長 2019年4月 当社取締役商品部門担当兼マーケティング部門担当 2019年4月 ゲンキー株式会社商品本部長兼マーケティング室長 2019年7月 当社取締役マーケティング部門担当(現任) 2019年7月 ゲンキー株式会社マーケティング部長(現任)	91,100株
4	山形 浩幸 (1972年1月26日生)	1996年9月 株式会社ネクスター入社 1998年12月 ゲンキー株式会社入社 1999年8月 同社木崎店長 2000年3月 同社総務部庶務課長 2001年6月 同社ゾーンマネージャー 2003年1月 同社東海エリアマネージャー 2005年8月 同社店舗開発部長 2005年9月 同社取締役就任(現任) 2006年2月 同社新店準備室長 2006年8月 同社総務部長 2008年4月 同社管理本部長 2011年6月 同社店舗開発部長 2013年1月 同社店舗開発本部長 2014年9月 同社店舗運営部長 2017年12月 当社取締役店舗運営部門担当 2018年8月 当社取締役店舗開発部門担当(現任) 2018年8月 ゲンキー株式会社店舗開発部長 2019年5月 ゲンキー株式会社店舗開発本部長(現任)	41,900株

(注) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	松岡 茂 (1970年11月25日生)	1993年8月 藤井税理士事務所入所 1999年2月 税理士登録 2000年4月 松岡会計事務所開設 所長就任(現任) 2015年9月 ゲンキー株式会社監査役就任 2017年12月 同社監査役辞任 2017年12月 当社監査役就任(現任)	—
2	今井 順也 (1976年11月30日生)	2000年3月 セーレン株式会社入社 2002年9月 第一労務管理事務所入所 2006年4月 社会保険労務士登録 今井労務経営事務所開設 所長就任(現任) 2008年4月 特定社会保険労務士付記登録 2009年8月 合同会社戦略労務研究所 代表社員就任(現任) 2015年9月 ゲンキー株式会社監査役就任 2017年12月 同社監査役辞任 2017年12月 当社監査役就任(現任)	—
3	山田 賢一 (1958年9月25日生) ※新任	1983年4月 福井県庁入庁 2007年5月 福井県総合政策部政策推進課長 2009年4月 福井県観光営業部ブランド営業課長 2010年4月 福井県観光営業部企画幹 2012年4月 福井県産業労働部長 2015年5月 福井県総合政策部長 2017年4月 福井県総務部長 2017年7月 福井県副知事就任 2019年7月 福井県副知事退任 2019年8月 公立大学法人福井県立大学 理事長就任(現任)	—

(注) 1 各監査等委員である取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

- 2 松岡茂氏、今井順也氏及び山田賢一氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、松岡茂氏及び今井順也氏を株式会社東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、両氏が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。また、山田賢一氏についても同取引所が定める独立役員の要件を満たしており、原案どおり選任された場合、独立役員として届け出る予定であります。
- 3 松岡茂氏は、税理士として幅広い知識と高い見識を持ち、同氏の過去及び現在の活動状況に照らして当社の業務執行者から独立した立場を有していることから、社外取締役候補者としております。
- 4 今井順也氏は、社会保険労務士として労務に精通しており、同氏の過去及び現在の活動状況に照らして当社の業務執行者から独立した立場を有していることから、社外取締役候補者としております。
- 5 山田賢一氏は、福井県庁で要職を歴任し、その実績により培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき客観的立場から当社の経営に対する適切な監査が期待できると判断されることから、社外取締役候補者としております。
- 6 当社は、松岡茂氏及び今井順也氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。本議案が原案どおり承認可決された場合、両氏及び山田賢一氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
- 7 松岡茂氏及び今井順也氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって、両氏とも1年9ヶ月となります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2018年9月7日開催の定時株主総会において、年額240,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額240,000千円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、当該報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は5名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額24,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案 ストック・オプションとしての新株予約権発行の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますが、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記要領により当社の社内取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件でストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いいたしますと存じます。

また、当社社内取締役に対する新株予約権の発行は金銭でない報酬額に該当し、また、その額が確定していないため、報酬として割り当てる新株予約権の算定方法も併せてご承認をお願いするものであります。

割り当てを受ける当社社内取締役は第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が承認可決されますと4名となり、新株予約権の割当数は当社社内取締役に対しては500個を上限とします。

なお、本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の連結業績向上に対する意欲や士気を一層高め、業容拡大に資することを目的として発行するものであります。

2. 新株予約権の割当対象者

当社の社内取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員

3. 本総会の決議によって募集事項の決定を取締役に委任することができる新株予約権の内容及び数の上限

- (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式150,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が資本の減少を行う場合等、目的である株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

(2) 発行する新株予約権の総数

1,500個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

ただし、上記(1)に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行うものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わないこととする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

(4) 新株予約権の行使期間

2021年11月1日から2026年10月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使条件

① 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の社内取締役及び従業員、もしくは当社子会社の取締役及び従業員たる地位であることを要する。ただし、本新株予約権者が任期満了による退任、定年による退職、その他正当な理由があると当社が認めた場合には、引き続き本新株予約権を行使することができる。

② 本新株予約権者が死亡により、当社の社内取締役及び従業員、もしくは当社子会社の取締役及び従業員たる地位を失った場合は、本新株予約権者の相続人が本新株予約権を行使することができる。

(6) 新株予約権の取得条件

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書または分割契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、もしくは株式移転計画書が当社株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が必要ない場合は、当社取締役会で承認されたとき）は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得できるものとする。

(7) 新株予約権の取得承認

譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金

の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

4. 本総会の決議によって募集事項の決定を取締役会に委任することができる新株予約権については金銭の払込みは要しない。
5. 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元に、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

以 上

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

福井県福井市中央1丁目4番8号

ユアーズホテルフクイ 4階 芙蓉の間

電話 (0776) 25 - 3200



J R北陸本線「福井駅」徒歩3分
えちぜん鉄道「福井駅」徒歩4分

*当会場には駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。